

請負工事における安全・訓練等に関する特記仕様書

[目 的]

第1条 今治市の発注工事について、個々の工事現場の作業内容に応じた安全・訓練活動を行うことにより、安全意識の高揚を図り、安全な工事を実施できる体制及び環境を整えることを目的とする。

[施工計画書の作成]

第2条 請負者は、施工に先立ち作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を記載し、監督員に提出すること。

[安全・訓練等の実施]

第3条 請負者は、本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について工事着手後、原則として作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施すること。

- (1) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (2) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (3) 当該工事内容等の周知徹底
- (4) 当該工事における災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全、訓練等として必要な事項

[実施状況の整備、保管]

第4条 請負者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提示しなければならない。